



暴力連鎖を重大事件につなげないために ストップ！広がるDV被害

「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉が耳にしたことはありますか？ ニューズなどでDVが引き金になって重大な刑法犯罪に結びつく事件も多く耳にするようになりましたね。あなた自身が被害に見舞われ、重大な刑法犯罪に結びつく可能性も見逃ごせません。大人の問題というばかりでなく、男女交際が活発になる中・高校生の皆さんにもぜひ知ってほしい問題。誰にでも起こりうるのがDV被害なのです。

DVとは、一般に配偶者など親密な関係にある者から振るわれる暴力を指します。最近「デートDV」という言葉も出てきました。婚姻関係にないパートナー(恋人)から振るわれる暴力も社会的問題になっています。

17年度の国調査では、20歳代の女性のうち、5人に1人も人が「デートDV」の被害を受けているという結果が示されています。

付き合っているカップルのうち、3組に1組の割合でデートDVが起きているという調査結果もあります。暴力には大きく分けて4種類あります。「殴る」「蹴る」など、身体的な被害を受けるものだけではありません。「相手の思い通りに仕向けるために」自分の思い通りに仕向けるためにする行為」全般を指します。

主な暴力のパターンは①**身体的暴力**殴る、蹴るなど②**精神的(心理的)**暴力暴力暴言、監視・束縛、交友関係や行動の制限、メールチェック

など③**経済的暴力**お金をせびる、借金をさせるなど④**性的暴力**避妊をしない、性行為の強要などが挙げられます。

若者の間で広がり、携帯電話を使った「束縛暴力」も

近年、若者の間で問題になっているのは携帯電話を使った行動の監視束縛です。

携帯電話は便利なものですが、電話やメールを使って、事細かく相手の行動を観察し、勝手にメールをチェックし、自分以外の異性のアドレスを消すように仕向ける「など」とい

う行為が該当します。このような関係はお互いを尊重した関係とはいえません。

「ストレスが溜まっていたから」「お酒のせいだから」などと簡単に暴力を許してしまう風潮もDV現象の増加に影響しているのかも知れません。

さらにDV被害者の特徴として、パートナーから受ける暴力の原因が自分自身にあると思いついてしまう傾向が見受けられる場合もあるといわれます。

パートナーから嫌われ、パートナーを失うことが怖くて、「愛されているから」「よくあることだから」などと無理やり自分自身を納得させて相手の暴力を認めてはいけません。私たちの社会では、憲法や法律によって一人ひとり尊重されるべき権

利と義務が定められています。配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)では「暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」とされています。暴力はそれらの権利、自尊心、安心・安全を奪ってしまいます。

男性と女性、大人と子供、若者と高齢者、上司と部下、健常者と障害者など、社会的関係でも力の差、支配関係が生まれます。「男らしさ」「女らしさ」という偏った性別役割意識(ジェンダーバイアス)もDV行為を助長しているといわれています。

「男の子は強くあるべき」「女の子はおしとやかにあるべき」などと幼少のころから教え込まれることで、知らず知らずのうちに一定の固定観念に縛られた価値観を身に付けてしまいがちです。

お互いを思いやり、お互いの心と体を大切にして対等な関係を築くことができれば、対等なパートナーシップは築けません。自分と違う考え方、価値観を認め合い、嫌なことはNO(ノー)と言ひ、相手のNO(ノー)も受け入れることができると関係を築きましょう。

詳しい相談先は役場保健師にお問い合わせください。